募集要項等に係る質問に対する回答

番号	資料名	頁数	項目	質問
1	募集要項	2	3.4 基本方針 (1)基本的な考え方 ④	「1・2・4 号炉、1 号蒸気タービンの更新工事は既設の蒸気条件で性能試験を行い、3 号炉、2 号蒸気タービンの更新時は、全ての設備を事業者が提案する蒸気条件へ変更し、性能試験を行うものとする(実施設計後に再度性能試験方法を検討する)」とありますが、実施設計時に関東東北産業保安監督部と協議の上、ボイラ運転条件、使用前検査条件および変更届の要否等を確認し、ボイラおよび周辺機器の仕様並びに検査方法等を具体的に決定することとしていただけないでしょうか。 例えば、一部の号炉焼却炉のボイラのみ既設蒸気条件で部分引渡し、蒸気タービン発電機更新時以降は竣工後の蒸気条件にて使用前検査を実施する案についても協議させていただきたいと考えています。 【回答】契約後、発電設備の蒸気条件等が整いしだい、関東東北産業保安監督部と協議し、その内容に基づき、事業者と調整になります。
	要求水準書	2	第 1 編 第 1 章 1.6 基本方針 (1)基本的な考え方 ④	
2	募集要項	2	3.6 本工事の業務内容 (3)本施設の解体に関する業務①	灰溶融施設の解体撤去が業務範囲とされていますが、撤去対象となる灰溶融設備の外形図・重量をご提示願います。 【回答】溶融施設の図面を参照の上、重量を見込んでください。
3	募集要項	13	17.1 物価変動等の指標	「土木建築工事費：公共建築工事積算基準」とありますが、具体的な指標として、「建設物価」、「建設コスト情報」、建設物価調査会「建築費指数(工場：RC 造)」を採用するとの理解でよろしいでしょうか。 【回答】基本的にはご認識のとおりです。ただし、詳細については、契約前の協議とします。
4	募集要項	13	17.2 建設工事費の変更方法	「(変化率)：前回見直し時※1 からの各指標の 12 か月平均値※2 の変化率(%)」とありますが、「積算月での変化率(%)」とさせていただけないでしょうか。 【回答】募集要項のとおりです。
5	募集要項	13	17.2 建設工事費の変更方法	「※1：実際に・・・(初回の見直しの場合は、契約締結の日を指す。)。」とありますが、「入札月の日」とさせていただけないでしょうか。 【回答】募集要項のとおりです。
6	募集要項	16	別紙 2 第一工場ごみ処理施設プラント更新工事における業務範囲	「業務項目：建設」に土壌汚染対策の項目がありませんが、土壌汚染が発見された場合は、事業者が対応工事を実施し、組合様にて別途費用負担いただくとの理解でよろしいでしょうか。 【回答】対応工事については、別途組合が発注して実施します。
7	要求水準書	4	第 1 編 第 1 章 1.8 本工事における留意点⑥	「土木建築・建築設備のうち、本工事から除外した工事については、工事した設備等を含めて、概算費用を組み込んだ整備計画を作成するとともに、除外した工事については整備用 CAD 図面も作成することとする。」とありますが、下記の内容を確認させてください。 ①“除外した工事”の内容をご教示願います。 ②“除外した工事”について、建築士法第 2 条第 8 項で定義される工事監理は含まないものとの理解でよろしいでしょうか。 ③工事対象内外に関わらず、各設備の整備計画を作成するとの理解でよろしいでしょうか。 【回答】①除外した工事は、外壁改修工事、屋根・屋上防水工事、避雷針改修工事、吸音板改修工事、昇降機改修工事、弱電設備更新工事、給水設備更新工事、消防設備更新工事、コンクリート補修工事、空調設備更新工事、床・壁防水更新工事、排水設備更新工事等を想定しています。

				②除外した工事について、建築士法第2条第8項で定義される工事監理は含まないこととします。 ③ご認識のとおりです。
8	要求水準書	4	第1編 第1章 1.8 本工事における留意点⑥	「なお、既設流用する設備は、施設の運転目標である令和58年度まで性能を有することを確認する・・・」とありますが、水槽など要求水準書などで既設流用を前提に記載されているものは、事業者が作成する整備計画を踏まえ、組合様にて維持管理・補修をいただくことで、令和58年度まで使用することを目指すものとの理解でよろしいでしょうか。 【回答】既設流用するプラント設備、土木・建築設備については、延命化目標を令和58年度までとした整備方法を提案し、事業者が延命化工事を実施することを条件に既設流用を可とします。
9	要求水準書	4	第1編 第1章 1.8 本工事における留意点⑥⑦	整備計画の業務範囲について、「整備計画作成」は本工事において事業者で行いますが、作成した整備計画の内容に基づく「整備工事実施」は本工事の所掌外との理解でよろしいでしょうか。 【回答】ご認識のとおりです。ただし、緊急性を要する劣化・損傷については補修の対象とするものとします。
10	要求水準書	4 64 65	第2編 第3章 4.建築電気設備工事 4.3 自動閉鎖扉設備	4.建築電気設備工事に「原則として、自動閉鎖扉設備・・・工場棟、管理棟、展望棟のいずれも更新」とあり、4.3自動閉鎖扉設備にも「必要な設備一切を更新」とあります。 一方、要求水準書62頁(2.1(3)建具の更新)に「建具は、原則として既設流用」となっていることや参考資料(添付7)にて自火報設備が共通、工場エリア、管理エリア、展望棟が共に「工事対象外」と記載されていることから、自動閉鎖扉設備の更新も工事対象外との理解でよろしいでしょうか。 【回答】自動閉鎖扉設備は建築基準法に基づく設備のため、要求水準書のとおりです。
	添付7(土木建築設備工事一覧)	―	自火報設備	
11	要求水準書	4 64 65	第2編 第3章 4.建築電気設備工事 4.4 ガス警報設備	4.建築電気設備工事に「原則として・・・ガス警報設備については、工場棟、管理棟、展望棟のいずれも更新」とあり、4.4ガス警報設備に「任意設置する」とあります。 一方、参考資料(添付7)において自火報設備が共通、工場エリア、管理エリア、展望棟が共に「工事対象外」と記載されていることから、ガス警報設備の任意設置も工事対象外との理解でよろしいでしょうか。 【回答】ガス警報設備については、要求水準書のとおりです。
	添付7(土木建築設備工事一覧)	―	自火報設備	
12	要求水準書	8	第1編 第2章 2.環境影響評価書の遵守	「ハヤブサの営巣地近辺に仮設の足場を設置する場合は、非繁殖期に工事を実施する」とありますが、施設周囲の仮設工事(事務所設置、地盤整備、仮囲い等)はこれに該当せず、着工可能との理解でよろしいでしょうか。 【回答】要求水準書には、仮契約締結後に情報提供するとありますが、詳細については契約後に提示します。
13	要求水準書	8	第1編 第2章 2.環境影響評価書の遵守	ハヤブサの営巣について、所管する行政より工事期間の制約、工事中止命令等があった場合は、費用および工事期間についてご協議いただけるものと理解してよろしいでしょうか。 【回答】要求水準書に記載のない工事期間の制約、工事中止命令等があった場合は、費用および工事期間について協議します。協議内容については、環境影響評価準備書をご参照ください。
14	要求水準書	8	第1編 第2章 2.環境影響評価書の遵守	ハヤブサの調査について、「本組合が実施する調査または事業者が自ら行う調査」とありますが、基本的には環境影響評価の際に組合様にて実施いただくものとして、事業者は必要に応じて調査に協力するとの理解でよろしいでしょうか。 【回答】ハヤブサに関する調査については組合で実施しますが、大気、騒音、低周波音、振動、悪臭、水質、土壌等の調査は事業者が実施し、環境に影響が見られた場合は、本組合と協議の上、対策を講じることとします。

15	要求水準書	8	第1編 第2章 3.許認可申請	「許認可申請等にかかる経費はすべて事業者が負担」とありますが、図面作成や協議などに係る費用は事業者負担とし、組合様主体で諸官庁に申請を行う際の申請費用は、ご負担いただけるものとの理解でよろしいでしょうか。 【回答】事業者負担となります。
16	要求水準書	8	第1編 第2章 3.許認可申請	「許認可申請等にかかる経費はすべて事業者が負担」とありますが、予測できない行政指導により既存設備と異なる追加設備の設置費用や、それに伴う図面作成や多大な労務が掛かった場合の経費は、別途協議いただけるものとの理解でよろしいでしょうか。 【回答】事業者負担となります。
17	要求水準書	10	第1編 第3章 2.仕様材質(3)	耐塩害を考慮した材料とありますが、沿岸地域ではないため耐塩害は不要との理解でよろしいでしょうか。 【回答】ごみ由来の成分から発生する塩害については、対策を講じること。
18	要求水準書	14	第1編 第5章 4.性能試験にかかる費用	「部分引渡し時の性能試験項目は更新した設備に対して実施し、全ての設備が稼働した後にしか確認できない性能試験は、全ての設備稼働後に行うものとする。」とあります。 部分引渡し時には該当部分引渡し設備に係る性能試験（例：各号炉の排ガス、主灰、飛灰処理物など）を実施し、排水処理、騒音、振動、悪臭、作業環境などについては、4炉同時稼働での総合性能試験時に合わせて実施するとの理解でよろしいでしょうか。 【回答】排水処理設備等部分引渡しを行うものについては、その都度、性能試験等を行う必要があり、また、4炉同時での総合性能試験時にも実施する必要があります。詳細については、契約後の調整となります。
19	要求水準書	17	第1編 第5章 表1 性能保証項目	電気事業法に基づく蒸気タービンおよび発電機の使用前安全管理検査は、事業者が提案した蒸気条件で実施するとの理解でよろしいでしょうか。また、各焼却炉・ボイラの部分引渡しは、更新後蒸気条件における性能確認は別途実施する条件で、既設蒸気条件での使用安全管理検査をもって確認することで部分引渡し可能との理解でよろしいでしょうか。 【回答】各焼却炉・ボイラの部分引渡しは、既設蒸気条件でしか性能確認等ができないものは、その条件で使用前安全管理検査を行うことで部分引渡しを可とし、その後、事業者が提案する蒸気条件での性能確認等ができる体制が整いしだい、再度使用前安全管理検査を行って頂きますが、詳細については、契約後の調整とします。
20	要求水準書	30	第2 編 第1章 7.堆肥化施設発酵棟改修工事 8.敷地周辺の臭気対策等	「7.(1)臭気対策に係る設計業務は事業者側で行うこと」、「8.(2)臭気対策は、第一工場の焼却設備が停止する期間に、脱臭装置を設置して臭気対策を実施すること」とあります。脱臭装置は堆肥化施設発酵棟とごみピットの2箇所で必要になりますが、費用区分については、下記の理解でよろしいでしょうか。 【組合様負担】 ①堆肥化施設発酵棟用の脱臭装置は、組合様にて手配の上で維持管理を行う。（事業者側の維持管理は不要） ②ごみピット用の脱臭装置について、部分引渡し後の活性炭・フィルタは組合様にて手配する。 ※全炉停止期間中の費用負担を含む。 【事業者負担】 ①ごみピット用の脱臭装置について、部分引渡し前の活性炭・フィルタは事業者側にて手配する。 ※部分引渡し後であっても、ごみピットの天井を開放してクレーン更新を行う際に必要な活性炭・フィルタは事業者負担。 【回答】ご認識のとおりです。
21	要求水準書	32	第2 編 第2章 1.2.防熱、保温	「風道、煙道、配管(ボイラ付属の風道、煙道を含む)について、取外し等で耐久を要する箇所は鋼板製(屋外についてはステンレス製)、その他はアルミガラスクロス」とするとありますが、ボイラ付属の配管についても同様にアルミガラスクロス対象との理解でよろしいでしょうか。

				【回答】外装材は鋼板製(屋外についてはステンレス製)で、保温材料は、蒸気系ではケイ酸カルシウム又はロックウール、水・空気・排ガス系ではグラスウール又はロックウールとなります。
22	要求水準書	41	第2編 第2章 4.1 ボイラ本体(過熱器、エコノマイザ含む)	「部分引渡しを行うボイラについては、既設の蒸気条件(3.5MPa・345℃)で運転ができる構造」とありますが、実施設計時に関東東北産業保安監督部に確認しながら、ボイラ運転条件、使用前検査条件、その後の変更届条件などを協議し、ボイラ・周辺機器仕様および検査方法などを具体的に決定するとの理解でよろしいでしょうか。すなわち、既設蒸気条件での運転が必要ない場合は、更新後の運転条件のみで運転できる構造でも問題ないとの理解でよろしいでしょうか。 【回答】ご認識のとおりですが、詳細は契約後の調整となります。
23	要求水準書	47	第2編 第2章 7.2 河川表流水処理設備（浄水設備）	「第一工場用水量は事業者の計画内容にもとづく最大量で計画すること」とありますが、浄水処理設備の能力は事業者計画の4炉運転時最大使用量を想定するとの理解でよろしいでしょうか。 【回答】ご認識のとおり、災害時には災害ごみの搬入による4炉運転を想定するため、4炉運転時の最大使用量に対して、余裕を見込んだ処理能力となります。
24	要求水準書	50	第2編 第2章 9.1 灰出し設備	「焼却炉からのボトムアッシュは、キレート剤を添加」とありますが、既設におけるキレート剤の時間当たりの添加量、または灰量に対する添加率をご教示願います。 【回答】添加率年平均は、令和7年度実績で0.31%、令和6年度実績で0.31%、令和5年度実績で0.32%となっています。
25	要求水準書	50	第2編 第2章 9.2 飛灰処理設備	飛灰にはキレート剤を添加とありますが、既設におけるキレート剤の時間当たりの添加量、または灰量に対する添加率をご教示願います。 【回答】添加率年平均は、令和7年度実績で6.49%、令和6年度実績で6.04%、令和5年度実績で6.10%となっています。
26	要求水準書	51	第2編 第2章 10.2 蒸気復水器	「既設高圧蒸気復水器は、不要となり次第撤去すること」とありますが、2系蒸気復水器の引渡し後に撤去との理解でよろしいでしょうか。 【回答】ご認識のとおりです。
27	要求水準書	52	第2編 第2章 11.1 計画概要	「敷設環境に水の影響がある場合にはE-Eタイプのケーブルを使用すること」とありますが、“敷設環境に水の影響がある場合”とは、対象箇所に雨水が溜まることがあるピットに設置している高圧動力配線(いきいき館行き屋外動力配線(6.6kV))との理解でよろしいでしょうか。 【回答】屋外及び地中埋設箇所などを想定していますが、契約後に調査し協議のうえ決定することとします。
28	要求水準書	52	第2編 第2章 11.電気設備	電力会社との協議で負担金が発生した場合、組合様所掌との理解でよろしいでしょうか。 【回答】C-GIS引込ケーブルの工事負担金は組合負担としますが、計器用変成器更新に係る負担金については、本工事範囲に含めるものとします。
29	要求水準書	52	第2編 第2章 11.電気設備	本工事において発電機出力は既設より小さくなるため、電力会社によるノンファーム出力抑制対象外との理解でよろしいでしょうか。 【回答】ご認識のとおりです。
30	要求水準書	59	第2編 第3章 1.基本事項 1.1 一般概要	天井部等改修の場合に施設全体を点検とありますが、この部分の「施設」とは天井改修部分から確認できる範囲の天井裏の吊材や設備を指すとの理解でよろしいでしょうか。 【回答】可能な範囲で天井部全体の点検をしてください。
31	要求水準書	59	第2編 第3章 1.基本事項 1.2 耐震解析留意事項	既存図面を基に要求水準書に記載の条件にて構造解析を実施するとの理解でよろしいでしょうか。 【回答】ご認識のとおりです。

32	要求水準書	63	第2編 第3章 3.建築機械設備工事 3.2給排水衛生設備	給排水衛生設備は給湯設備と消火設備のみが更新対象となりますが、混合水栓のような給水設備と給湯設備が接続される設備については、給湯配管及び該当機器までの接続を更新対象との理解でよろしいでしょうか。 【回答】ご認識のとおりです。
33	要求水準書	63	第2編 第3章 3.建築機械設備工事 3.2空気調和設備	「原則として、給湯設備、消火設備、空気調和設備、換気設備については、工場棟は更新、管理棟及び展望棟は既設流用とし」とありますが、参考資料(添付7)にあるとおり、工場棟の空気調和設備について、見学者系、執務室系の系統は、本工事対象外との理解でよろしいでしょうか。 【回答】工場棟の見学者系および執務室系空気調和設備については更新対象外ですが、管理棟および展望棟の床置型空気調和設備は更新対象となります。
34	添付7(土木建築設備工事一覧)	―	空気調和設備	
35	要求水準書	63	第2編 第3章 3.建築機械設備工事	「原則として、給湯設備、消火設備、空気調和設備、換気設備については、工場棟は更新、管理棟及び展望棟は既設流用とし、現地調査等に基づく劣化状況から修繕計画を立案するとともに、必要に応じて補修対策を施すものとすること。」とありますが、修繕計画の立案は本工事の範囲、補修対策の実施は本工事とは別途との理解でよろしいでしょうか。 【回答】緊急性を要する劣化・損傷については補修の対象とするものとします。
36	要求水準書	64	第2編 第3章 4.建築電気設備工事	「幹線動力設備は全て更新」とありますが、エレベーター、衛生設備ポンプや排煙ファンなど更新対象外機器の配線・配管も含めて更新対象外との理解でよろしいでしょうか。 【回答】要求水準書のとおりです。
37	要求水準書	64	第2編 第3章 4.建築電気設備工事	「・・・弱電設備は全て既設流用とし、現地調査等に基づく劣化状況から修繕計画を立案するとともに、必要に応じて補修対策を施すものとすること。」とありますが、修繕計画の立案は本工事の範囲、補修対策の実施は本工事とは別途との理解でよろしいでしょうか。 【回答】修繕計画の立案は本工事の範囲です。補修対策の実施は、緊急性を要する劣化・損傷については補修の対象とするものとします。
38	要求水準書	64	第2編 第3章 4.建築電気設備工事	「・・・電灯コンセント設備は投光器のみ更新、照明器具設備は工場棟のみ更新(すでにLED化している照明器具は除く)」とありますが、屋外の電灯(ケーブルなどを含む)について、投光器を除き全て工事対象外との理解でよろしいでしょうか。 例) 駐車場内の外灯、地中埋込照明、庭園灯、水中照明など 【回答】ご認識のとおり、屋外の電灯(ケーブルなどを含む)は、投光器及びそれに付帯する設備(ケーブルなどを含む)を除き対象外とします。
	添付7(土木建築設備工事一覧)	No28	外灯	
39	要求水準書	65	第2編 第3章 4.建築電気設備工事 4.2 電灯コンセント、照明器具設備	「投光器は簡単に色を変えられるような設備とし、アウェアネスカラーライトアップできるようにすること。」とありますが、アウェアネスカラーライトアップとするべき投光器の該当箇所をご教示ください。また、既存図面がありましたらご提供いただき、そのうえで、想定場所をご教示願います。 【回答】69台の投光器が対象となります。内訳は1800Wが12台、1000Wが17台、400Wが40台です。
40	要求水準書	66	第2編 第4章_ 1.基本事項 1.1一般概要	「既設プラント設備や建築電気設備、建築機械設備等を更新する前段として実施する、既設設備等の解体撤去工事について適用」とありますが、解体撤去工事の工事範囲は、更新対象工事とそれらに付随するものに限定され、更新対象外工事の解体撤去工事は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。 【回答】ご認識のとおりです。ただし、灰溶融設備など本工事に関連する解体撤去工事は対象とします。

41	要求水準書	77	第3編 第2章 4.工事条件 (3)建設廃棄物	除染準備時において、通常運転で搬出する性状と同様の焼却灰、飛灰処理物については、通常のプラントの灰処理として組合様にて処理いただけるものとの理解でよろしいでしょうか。 【回答】除染作業前の清掃で発生する焼却灰、飛灰については組合で処理することとします。
42	要求水準書	全般	―	要求水準書等で示される機器名称が既設機器名称と異なる場合、既設機器を運用しながらの更新であることを考慮し、既設機器名称に統一することは可能でしょうか。 【回答】事業者提案を可とします。
43	要求水準書	47	消火栓ポンプ	「(様式17　Ⅰ-9-1)プラント設備主要仕様」には消火栓ポンプの仕様記載項目がありますが、一方で「(添付7)土木建築設備工事一覧」では消火栓ポンプ(屋内・屋外兼用)は工事対象外となっています。「土木建築設備工事一覧」を正として、消火栓ポンプは工事対象外との理解でよろしいでしょうか。 【回答】ご認識のとおりです。
	プラント設備主要仕様	28		
	添付7(土木建築設備工事一覧)	No235		
44	提出書類の記載要領	4	建築パース	提出書類の記載要領には「内観パースは、見学者通路、各設備を見学できる廊下等について合計2 カット以上作成すること。」とありますが、見学者設備が本工事対象外であることから、内観パースは提出不要との理解でよろしいでしょうか。 【回答】提出して下さい。
45	提出書類の記載要領	4	Ⅰ-1-2 建築計画図	「配置図は敷地全体を含むものとする。」とありますが、敷地というのは要求水準書1頁に記載がある「事業実施区域」を指すものという理解でよろしいでしょうか。 【回答】組合敷地を対象としてください(いきいき館を除く)。
46	プラント設備主要仕様	21	5.排水設備 10)凝集剤溶解槽	④容量 平均使用量の7日分以上について、凝集剤は、既設同様タンクローリー受入のため直接投入が可能であり、その場合は凝集剤溶解槽が不要となります。そのため、凝集剤貯槽容量として7日分での計画でご了承願います。なお、凝集助剤溶解槽は別途設けます。 【回答】7日分の容量で問題ありません。
47	東埼玉資源環境組合契約規則	―	第32条(3)	「・・・国又は地方公共団体と締結した種類及び規模をほぼ同じくする契約(以下「同種・同規模契約」という。)を当該年度の前々年度の4月1日以後に誠実に履行した実績(長期継続契約を締結する場合において、同種・同規模契約が現に存する長期継続契約であり、1年の履行期間を経過しているときは、当該履行期間の経過をもって実績とみなすことができる。)を2件以上有し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」に該当する場合に「管理者は・・・契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。」とあります。契約保証金の免除要件である「同種・同規模契約」の実績について、組合様の想定があればご教示ください。 例) 同種施設(ごみ焼却施設)で1炉あたりの処理規模●●t/日以上の工事実績 など 【回答】同規模のごみ処理施設で、契約額や契約期間等が同規模を想定していますが、最終的には管理者が「同種・同規模契約」と認めた実績になります。